

『バチカンと国際政治： 宗教と国際機構の交錯』

松本佐保 著
千倉書房 2019年



名古屋市立大学大学院人間文化研究所
榎木 美樹

二〇一九年一月二〇日、日本の外務省は、ローマ・カトリック教会の最高位聖職者でバチカンの国家元首の呼称を、「教皇」とすることを発表した。日本とバチカンが一九四二年に外交関係を樹立した当時の定訳は「法王」だったため、ローマ教皇庁がその名称で日本政府に申請し、以来、「法王庁大使館」の名称が使用されてきた。他方、日本の

教会の文書では「教皇」と記載されることが多く、これまでは日本国内でも「ローマ法王」と「ローマ教皇」が、混用されてきた。それが、三八年ぶりのフランシスコ教皇（第二六六代）の訪日に際し、日本政府として「教皇」の呼称を使用することが発表されたのが既述した外務報道官会見だった。

カトリック信者が全人口の1%に満たない日本⁽¹⁾において、ローマ教皇の話題が取り上げられることはそれほど多くはないが、今回、拉致問題をはじめとする政治的な課題について、相対的に深く言及されたという報道に鑑みても、この度の教皇訪日は、バチカンと日本の二国間関係への注目度合いが大きかったといえる。今般の三泊四日の教皇訪日のテーマは、核兵器反対、環境・労働問題、信仰の自由で、「すべての命を守るため」とされ、長崎・広島への訪問や東京での東日本大震災の被災者や若者との集会など、苦しみの中にある人たちへの共感と徹底した平和主義の表明は、まさに命の尊さと大切さを説きそれを破壊する戦争や人びとの心に宿る偏見に打撃つことが重要だというメッセージを日本国民の多くに届けることになったといえよう。聖職者が反核、環境・労働問題など、政治・外交に関与しているとも感じられるこのような態度

を理解するうえで、本書はまさに時宜を得たものだ。

本書は、現代以降のバチカンと国際政治の関わりを、国際機構へのバチカンの関与の経緯と形態から明らかにするものである。それなりの厚みをもったハードカバーのこの書籍『バチカンと国際政治：宗教と国際機構の交錯』に興味を持ったのは、ひとえに、副題に惹きつけられたからだ。地域性や価値観・規範に根ざす宗教と、国民国家の思惑が色濃く反映される外交や国際政治のパワーストランスの中で活動を展開する国際機構がいかに交わるのかを、キリスト教（カトリック教会）の観点から読み解くと思われる本書をぜひ読まねばと思ったからだ。先に挙げた、教皇の呼称に関する外務省発表からしても、称号や訪日自体が国際社会のパワーポリティクスに影響する事項なのだと思感したからだ。

キリスト教における倫理、つまり宗教と深く結びついて形成される人間の抱く価値観と国際政治の関係を明らかにしようとするのが本書の趣旨である。キリスト教的倫理観は、それを信仰する人びとの心に深く根ざし、生活や意思決定において重要な役割を果たしてきた。人を助けるときも戦争で命尽きるときも常に中心にあり、国境を越えた活動（つま

り今日という国際的な活動）をする際にも、カトリックのネットワークを通じて実施されてきた。二〇世紀以降発達してきた国際機関は、こうしたネットワークを適宜活用して設立・維持され、キリスト教内の宗派の違いやユダヤ教徒やイスラム教徒など、他宗教を奉ずる集団や国家との円滑な交渉を促進し、グローバルな平和を構築するために、難民問題や戦争回避のための介入、そして人道的支援を教皇に代表されるバチカンが担ってきた。こうした変遷を、バチカン内部の一次資料や各国国際機関の資料や関係者へのインタビューを基に包括的に描き出そうとするのが本書である。すなわち、国際政治（国民国家同士の外交関係および国民国家を主体とした国際機関との関わり）の各局面において、現代⁽²⁾社会が求めるバチカンの役割をいかに提示し、実行してきたか、ということとを扱うのである。

命の安全保障というまなざし⁽³⁾は、当初は、キリスト教徒の命を想定しており、生存者を確保し、命のついた戦死者の遺体の選別と埋葬にかかわる人的ネットワークとして生成され発展していくが「本書第一章」、第一次大戦後に設立された国際連盟や第二次世界大戦後の国際連合、アメリカやヨーロッパ諸国における民間外交の諸活動の中でバチカ

ンはその宗教的影響力を行使して人びとを守り死者を埋葬するなど人道的活動を展開してきた。中でも、最古の専門機関 ILO（国際労働機関）、国際赤十字、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、FAO（世界食糧機関）をその代表的な機関として取り上げて、そこへの関与・介入の仕方を検証している。

ILO は社会運動、特にキリスト教的価値観が強く反映される「労働」の観点から「第三章」、国際赤十字は戦場での生存者や死者へのケアの観点から「第一章」、IRO（国際難民機関）とその流れを汲む UNHCR は、第二次世界大戦によつて発生した大量の難民への対応によつて「第三章」、FAO は農業や漁業との関連から水⁽⁴⁾質汚染や環境問題と連動している「第三章と第七章」。パチカンが重要な役割を果たす他の国際機関としては、万国郵便連合(UPU)、国際テレコミュニケーション機構(ITU)、UNESCO（国連教育科学文化機構）「それぞれ主に第四章」が挙げられる。

本書は、パチカンと国際政治の関係を深く理解するための研究書であり、国際機関・国際組織の諸活動に通底する人道主義の根幹にキリスト教的倫理観があり、保守的キリスト教の代名詞たるカトリックの総本山

であるパチカンの国際社会や国際機関に占める位置や関わり方を確認する構成となっている。この作業を通して、国民国家を単位として発展してきた国際秩序において宗教と政治の関係を、特に一八七〇年⁽⁵⁾以降から今日までの「現代」の文脈で読み解こうとする。端的に言えば、世界が二度の大戦を経験し、社会が大きく変化してきたのに対応して、カトリック教会全体の体制のあり方、また神学的な見地からの「現代化」の改革を図ってきた歩みが今日のパチカンのありよう⁽⁶⁾だという「本書第三章」。

なぜこれほどの国境を越えた「国際介入」をパチカンは行うのか。この答えは、パチカンが主権国家としてよりも、聖座(Holy See)⁽⁷⁾としてトランスナショナルなカトリック・ネットワークを活用した領域管理の継続を志向するからだと説明される。つまり領域国家・パチカン市国(Vatican City State)⁽⁸⁾としての役割や意義よりも、教皇Ⅱ聖座は主体的なアクターとして国際法上認知され、諸国家とコンコルダトを締結する方途を意識的に選択してきたからだという「本書一三頁」。ここにパチカンの特異性⁽⁹⁾があるといつてよからう。教皇自身の国籍すらパチカンではない。一九六五年以降、パチカンは国連に参加しているが、投

票権を持たないパーマネント・オブザーバーで、二〇〇四年以降は独立国家が保有するすべての権利を認められたが、投票についてはその権利を行使しない姿勢をとっている「本書二二頁」。

ところで、評者は、亡国の民としてインドに流出したチベット難民の社会構造や生活再建に向けた取り組みを研究している。領域権が主権を決定する近代的国民国家の概念に照らせば、チベットは領土や領域権をもたないがゆえに主権国家ではない。このチベット問題に注目し、「領土なきナショナリズム」の発露の一形態として、インドにおいて樹立された亡命政権とそれを支える亡命チベット人民衆とのかわりを研究しているが、こういった評者の関心に沿って最も興味深かったのが、先述した非領域国家パチカンのありようだ。一般に国際関係では、ウェスト

ファリア体制成立以後の国民国家同士の外交関係および国民国家を主体とした国家間あるいは国際機関との関わりを論点とするが、そこで重要な位置を占めるように見えるパチカンは、カトリック教会の集合体として NGO と同じようなステイタスだという。このパチカンの法的地位は注目に値する。すなわち、パチカンは領域権、つまり近代国家的な意

味での主権がない状態でも外交権を保持し、他の国民国家と外交関係を保持してきた。さらに二〇世紀以降は非領域国家的位置づけにある国際機関でもオブザーバーといった重要な地位を占めている。この事実を知ったとき、評者には電流が流れるがごとき強い衝撃があった。

主権を喪失し一旦は領土も持たなかった非領域国家としてのパチカンが、いかにして他国との外交関係を保持し、国際的なプレゼンスを高め、国際介入を行い得たのか。パチカンが成し得たのなら、チベットもそれに倣うことはできないのか。

評者の関心であるチベット問題に話を戻せば、チベット仏教の最高位に位置するダライラマ法王はかつて聖俗両界を統べる長としてチベットの宗教界と政治の首領として君臨していた。ダライラマの地位はしばしば「神王(God-king)」と称された。二〇世紀半ばの中国人民解放軍によるチベット侵攻を契機にインドに亡命し、亡命政権を樹立して亡命チベット社会の民主化を促進し、そこでは政教分離を前提に改革を敢行した⁽¹⁰⁾。また、チベット問題を平和裡に解決しようと模索する一方、愛と慈悲、非暴力に基づく諸活動の推進と、それらを元にしたダライラマの三つの使命(人類全体の幸福促進、異なる宗教間の調和促進、チベット

(6) 組織的にはバチカンは、中央集権型から地域分権的な裁量が認められる組織に移した「本書九四頁」。

(7) 外務省基礎データによると、バチカンは「教皇聖座 (Holy See)」や「バチカン市国 (Vatican City State)」の総称である。「教皇聖座」とは、カトリック教徒の総本山、また「教皇の国」を意味し、宗教機関でありながら、国としての側面も持つ(国連を含めた多くの国際機関に「教皇聖座」又は「バチカン市国」として加盟又はオブザーバー参加している)。一方、「バチカン市国」とは「教皇聖座」に居所を提供している領域としての国家を指す(前掲日本外務省HP)。

(8) バチカンは、主権国家としてはバチカン市国として認識される非常に小さい国だが、独自に外交関係を持つ一八三の国と外交関係を持っている「同右」。バチカン市国は、一〇一エーカーの土地(〇・四四km²／東京デイズニールランド[〇・五二km²]より若干小さい)日本の皇居は約一・五五km²と六一五人の「国民」(二〇一八年一〇月時点)バチカン国籍保有者六一五人とバチカン国籍を保有せずバチカン市国に居住する者二五〇人の合計は八二〇人(「同右HP情報に評者加筆」を有する世界最小の国民国家である)。

(9) この特異なバチカン外交のシステ

ムや法的位置づけについては、本書序章「五 特異なバチカン外交」を参照。

(10) 一九九〇年に出版されたダライラマ一四世の第二の自伝 *Freedom in Exile* では、亡命直後のインドのネルー首相の態度、一九七〇年代のインド情勢、アメリカにおける選挙結果に基づく平和裏な政権交代に感銘を受け、民主主義は真の文明社会の証であるとの確信を深めたことを述べている [Tenzin Gyatso 2002: 199]。ただし、これら自伝の記述以外、なぜ民主主義がチベット政体の基礎にならなければならないのか、実のところわからない。チベット亡命政府の公表している資料では、民主主義の採用を自明の前提として政策が展開されている。

参考文献：Tenzin Gyatso, the Fourteenth Dalai Lama of Tibet [2002(1990)], *Freedom in Exile: The Autobiography of the Dalai Lama of Tibet*, Abacus Book, London.

(11) ダライラマ法王日本代表部事務所HP「ニュース二〇一六年九月一〇日付」。

(12) ダライラマ一四世は、人類各自が全世界で起きることに對して責任を持つ「普遍的責任」(Universal Responsibility)を提唱する。普遍的責任という概念の詳細については、

法王のスピーチ「人権と普遍的責任」[TPPRC 1998: 89-93]、「普遍的責任と世界環境」(同：97-100)、「普遍的責任と環境」などを参照。
参考文献：Tibetan Parliamentary and Policy Research Center (TPPRC) of CTA [1998], *The Political Philosophy of His Holiness the XIV Dalai Lama, Tibetan Parliamentary and Policy Research Center (TPPRC)*, New Delhi.